◇**地方交付税法等の一部を改正する法律**（法律第六号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

令和二年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、令和二年度における法定加算額二、六八七億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金の活用等による加算額三、五〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額七七一億円、平成二〇年度分、平成二一年度分及び平成二八年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和二年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額二、三五四億八、四四〇万円を控除した額とすることとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第五条の四、附則第六条及び別表関係）

㈠　地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域社会再生事業費」を設けることとした。

㈡　幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等の充実に要する経費の財源を措置することとした。

㈢　高等教育の無償化、特別支援教育の充実に要する経費の財源を措置することとした。

㈣　森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実することとした。

㈤　会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の財源を措置することとした。

㈥　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈦　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

令和二年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

令和二年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

㈠　震災復興特別交付税に充てるため、令和二年度分の地方交付税の総額に三、四二三億四、九〇一万二、〇〇〇円を加算することとした。

㈡　その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。

二　地方財政法の一部改正関係

1　公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長することとした。（第三二条の二関係）

2　令和二年度から令和四年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとした。（第三三条の五の二関係）

3　令和二年度から令和六年度までの間に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができることとした。（第三三条の五の一一関係）

三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置に関する規定を設けることとした。（第七条の二関係）

四　この法律は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇**地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律**（法律第七号）（内閣府本府）

1　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、令和七年三月三一日までとすることとした。（附則第一条第二項関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**所得税法等の一部を改正する法律**（法律第八号）（財務省）

一　所得税法の一部改正

1　未婚のひとり親に対する税制上の措置として、次の措置を講ずることとした。（所得税法第二条、第八一条、第一八七条、第一九〇条、第一九四条、第一九五条、第二〇三条の三、第二〇三条の六及び別表第二～別表第四関係）

㈠　居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から三五万円を控除する。

(1)　その者と生計を一にする子で一定の者を有すること。

(2)　合計所得金額が五〇〇万円以下であること。

(3)　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと。

㈡　右記㈠のひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できる。

2　寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、改正前の寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとした。（所得税法第二条及び第八〇条関係）

㈠　扶養親族を有する寡婦についても、右記1㈠(2)の要件を追加する。

㈡　右記1㈠(3)の要件を追加する。

3　日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第二条、第一二〇条、第一九四条、第一九五条及び第二〇三条の六関係）

㈠　扶養控除の対象となる親族から、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものを除外する。

(1)　留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(2)　障害者

(3)　その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三八万円以上受けている者

㈡　確定申告において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族（障害者である親族を除く。）に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、右記㈠(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類又は右記㈠(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付等しなければならない。

㈢　給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族が右記㈠(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者は、その非居住者である親族が右記㈠(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類等を提出等しなければならないこととするほか、給与所得者の扶養控除等申告書等の記載事項について所要の整備を行う。

㈣　給与等の年末調整において、年齢三〇歳以上七〇歳未満の非居住者である親族が右記㈠(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である親族が右記㈠(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類を提出等しなければならない。